

福岡広域都市計画地区計画の決定（粕屋町決定）

都市計画酒殿駅南地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名	称	酒殿駅南地区地区計画
位	置	福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部
面	積	約 13.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区については、駕与丁公園や大規模集客施設に近接し、JR香椎線酒殿駅から直線距離でおおむね500m以内という立地条件を生かした、粕屋町のシンボルとなる質の高い住宅地の形成を誘導し、粕屋らしい住まいの場とすることを目標とする。
	土地利用の方針	住宅地及び生活利便施設の適正な立地誘導を図るとともに、周辺の自然環境と調和したゆとりある良好な住環境の形成・保存を図る。 ① A地区は、「緑とにぎわいが共存するくらし拠点」として、駕与丁公園の恵みが享受できる低層住宅を中心とした住宅地の配置を誘導する。 ② B地区は、日常生活における利便性の向上を図るため、小規模な商業施設及び公益施設の立地を誘導するとともに、駅前広場の設置や良好な歩行空間を確保する。
	地区施設の整備方針	① 道路及び歩行者専用道路を整備し、安全な住宅地の形成を図る。 ② 地区内居住者や周辺居住者の憩いの場となる公園を整備し、良好な環境の形成を図る。
	建築物の整備方針	① A地区について、低層住宅を中心とした良好な住環境を確保するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及びかき・さく等必要な制限を定める。 ② B地区について、周辺地域との調和を図りつつ、秩序ある市街地を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及びかき・さく等必要な制限を定める。

2 地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路	幅員	延長
				15 m	約 90 m
区	地区の区分	地区の名称	地区の面積	A地区	B地区
				約 6.5 ha	約 6.8 ha
整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 住宅</p> <p>② 共同住宅で1住戸当たりの床面積の合計が50㎡以上のもの</p> <p>③ 診療所</p> <p>④ 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令(以下、この表において「政令」という。)第130条の5で定めるものを除く。)</p>	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 住宅</p> <p>② 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令第130条の3で定めるもの</p> <p>③ 共同住宅</p> <p>④ 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>⑤ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑥ 診療所</p> <p>⑦ 病院でその用途に供する部分の床面積の合計が5,000㎡以内のもの</p> <p>⑧ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>⑨ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの</p> <p>⑩ 公益上必要な建築物で政令第130条の5の4で定めるもの</p> <p>⑪ 前各号の建築物に附属するもの</p>	
					1号公園 約 0.3 ha

	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地盤面下の部分を除く。)から道路及び隣地境界線までの距離は、1m以上とする。	
	建築物等の高さの最高限度	—	12 m
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、門柱及び門扉を除き、次の各号に掲げるものとする。ただし、基準時(粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成21年粕屋町条例第16号)第12条第1項に規定するものをいう。)に現に存し、又は建築、修繕若しくは模様替えの工事中のかき又はさくについては、この限りでない。 ① 生け垣 ② 透視可能な高さ1.5m以下のフェンス。ただし、基礎等で高さが敷地地盤面から0.4m以下のものについては、この限りではない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	原色を避け、周辺環境との調和を図るなど景観に配慮する。	
	土地の利用に関する事項	区域内においては、敷地内に植栽を施し、周辺と調和するように緑化を図る。	

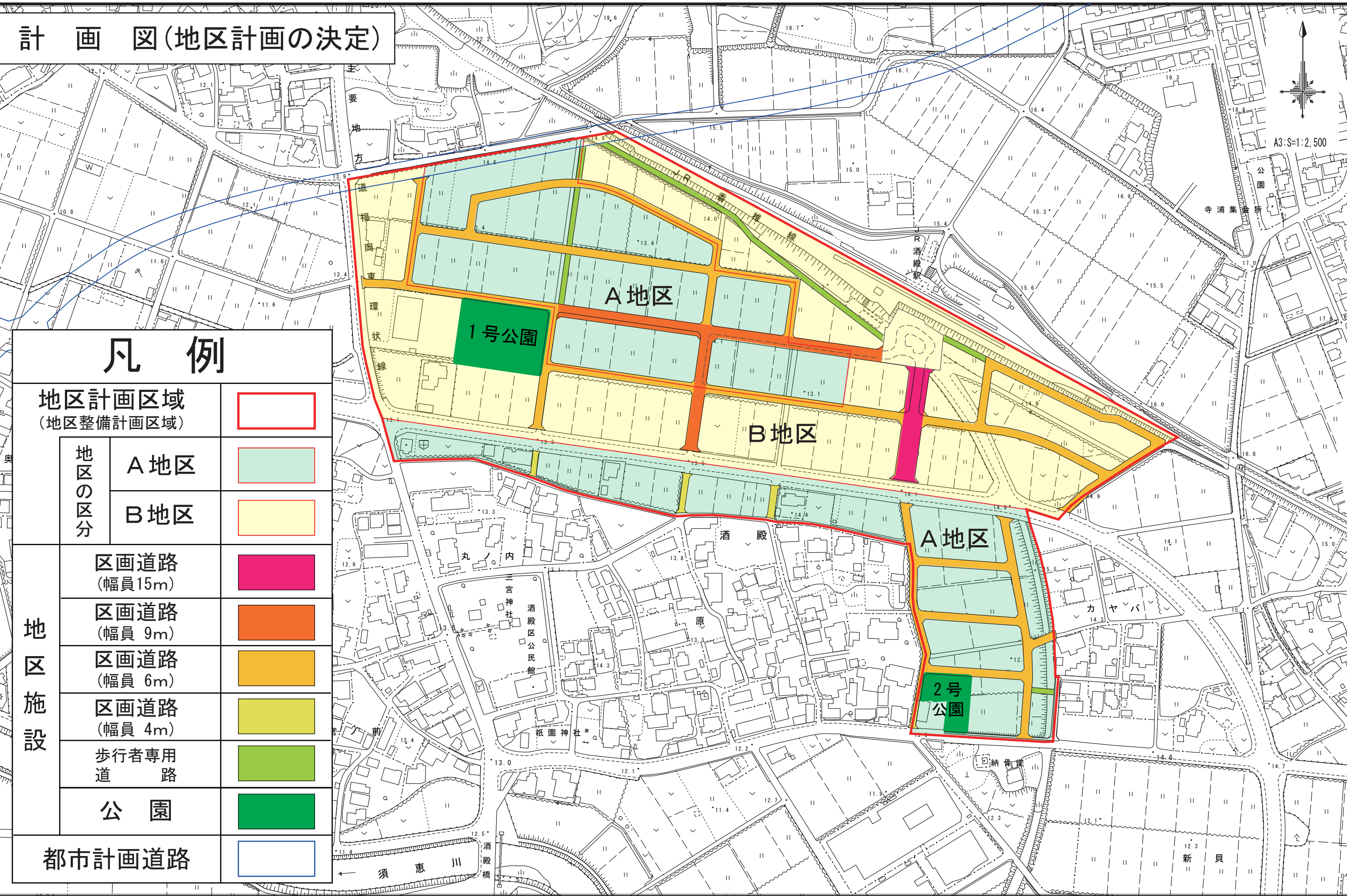
「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由
別紙参照

計 画 図 (地区計画の決定)



A3:S=1:2,500



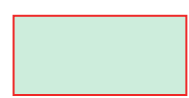
凡 例

地区計画区域
(地区整備計画区域)



地区の区分

A地区



B地区



地区施設

区画道路
(幅員15m)



区画道路
(幅員 9m)



区画道路
(幅員 6m)



区画道路
(幅員 4m)



歩行者専用
道 路



公 園



都市計画道路



0 50 100 200m